

農業振興計画案まとまる

ほ場整備を中心に 昭和55年を目標

農用地利用計画案を縦覧

調整区域内で、北部山麓地帯の国有林、市有林などの林野部分を除いた七千六百六十一畝が昭和四十七年一月に農業振興地域として県の指定をうけました。

整備計画は…

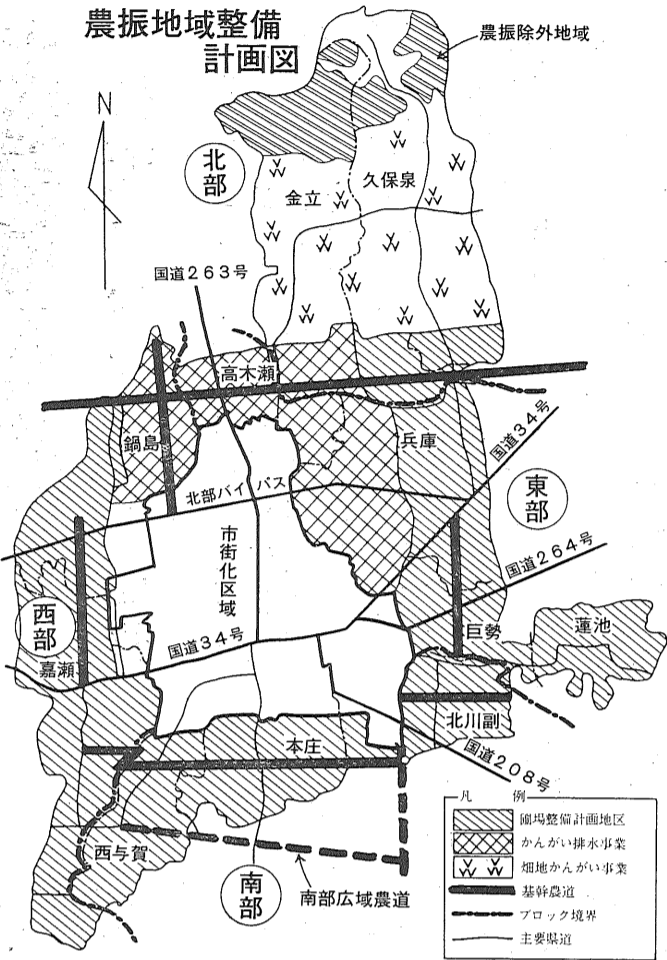
この地域について、今後十年先を見通した農業のあり方方向づけを指向する整備計画をこのたびまとめた。

この計画の策定にあたっては、ほ場整備、農道整備、排水の分離など生産基盤の整備をすすめて近代的農業への移行を促進することを第一にそれとともに、米麦、酪農、園芸など振興目的の設定、営農の方向づけなど農業生産性の再編成にとりくみ、農業経済の安定をはかること、利便で快適な生活環境の整備につとめることを基調としています。

農用地利用計画案を縦覧

三月三十一日まで

農用地利用計画は、農振地域の整備の基礎となる計画で農用地区域およびその区域内の土地についての農業上の用途区分を決めています。この農用地区域は、各種の農業施策を総合的に、計画的に実施していくうえで今後とも確保の必要がある土地です。いかにすれば農業投資を積極的にすすめていくかが重要です。



ほ場整備事業の推進

農業生産基盤の整備・開発計画は、①平坦地区は大型機械体系導入の基盤としてのほ場整備、北部地区は、観光農業への位置づけをふまえて農用地改良事業によるほ場条件の整備につとめる。②農業近代化に対応し得る基幹農道の整備。③クレークの統合による用・排水の分離を整備方針として計画的に総合的に事業を推進することとしている。

農地の流動化を促進

農地等の権利取得の円滑化計画は、自立経営または協業経営の形成を目標に規模の拡大および農地の集団化をすすめるための農用地について売買、賃貸借などによる権利の取得を円滑に推進するための計画です。この農用地の売買賃貸借などのあっせんは、農業委員会、農協などが行ないます。

農業振興地域内ブロック別振興作目

大別	地域別	地帯の範囲	振興作目	
			重点作目	奨励作目
北部地区	北部	金立町 久保泉町	米麦、酪農 養豚、施設野菜	果樹、ハッカ 花き キュウリ(春)
			米麦、酪農 施設野菜	メロン 花き キュウリ(春)
平坦地区	西部	鍋島町 嘉瀬町	米麦、酪農 施設野菜	メロン、イ草 キュウリ(春)
			米麦、酪農 玉ネギ、施設野菜	メロン、イ草 キュウリ(春)
地区	東部	高木町 瀬勢池 高木巨連	米麦、養豚 玉ネギ、施設野菜	メロン、イ草
			米麦、養豚 玉ネギ、施設野菜	メロン、イ草

農業振興地域内の土地利用

区分	農用地面積		山林原野		宅地面積		公共施設用地		その他面積		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	5,392	70.4	237	3.1	681	8.9	153	2.0	1,198	15.6	7,661	100
目標	4,595	60.0	237	3.1	1,071	14.0	192	2.5	1,566	20.4	7,661	100
増減	-797				+390		+39		+368			

農用地区域の農業上の用途区分 (ha)

区分	田		畑		樹園地		採草放牧地		計						
	現況	将来	現況	将来	現況	将来	現況	将来	現況	将来					
増減	4,865	4,150	-715	325	203	-122	200	240	+40	2	2	0	5,392	4,595	-797

市民ガイド

市の施設を見る会

参加者募集
施設を見る会は、市民のみなさんが納める税金がどのように使われ、市の施設はどんなものがあるか、みなさんの目で、じかに見ていただき、市政に対するご理解とご協力をお願いするものです。多数ご参加ください。

と き 3月29日(木) 午前9時30分 県庁前集合
見学コース 南事業所(衛生処理場)、浄水場、ガス部など
会 費 無料(昼食はご持参ください)
申 込 方法 官製ハガキに住所、氏名、年令、職業(電話があれば電話番号も)明記のうえ市役所秘書課(佐賀市松原一丁目1番1号)へ

臨時作業員募集

職種 蚊防除作業員
期間 四月中旬から十月中旬まで
日給 二、〇〇〇円
資格 身体強健な男子で市内在住の方
希望者は、履歴書(写真付)持参のうえ市役所衛生課へおいでください

産業青年学校の生徒募集

産業青年学校は、働く青年のための夜間の学校です。
▽科目 社会科
▽応募資格 高校卒または中学卒の佐賀市の勤労青年で未婚者
▽授業料 無料
▽各科目とも定員になり次第締切ります。くわしくは、佐賀市青年の家(電話④2331)へおたずねください。

住みよい環境を守り快適な都市づくりへ

用途地域変更・市の素案まとまる

土地利用を目的別に

住宅、工場の混在を追放

静かだった佐賀市も、日々にはまの姿が変化を遂げており、二十年以上も前に決められた用途地域では、実情にあわない面も出てきています。そこで、市では今までの用途地域を再検討し、新しい用途地域を定める作業を進めていきましたが、その素案がまとまりました。

用途地域というのは、みなさんが静かで快適な生活をおくっていただくよう、また生産活動などが十分にできるように、共通の建物をそれぞれの用途にあった地域にたて、調和したまちをつくるための最少限のルールで、佐賀市の都市計画事業を進めるうえで基本となる重要なものです。

どう変更されるか

では、用途地域はどのようなように変更されるのでしょうか。これも一メートルさがるごとに高さの制限が決められていくように、北側斜線制限がより厳しくなるといえます。右図を参照してください。

新しい用途地域の内容

まずひとつは、公害等から住居の環境を保護するため、土地利用の専用化を図ることとしたことです。つまり、現在

第一種住居専用地域の四種類の用途地域(住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域)を八種類に細分化し、きめ細かな土地利用を図っていくとしています。

そして、もうひとつは、土地の合理的な高度利用を図るために、それぞれの用途地域の特性におおして、建ぺい率と容積率を決めることとし、住居専用地域では、日照などが悪くならないように北側の隣地境界からの斜線制限を設けていきます。(建ぺい率、容積率、斜線制限は下段の用語の解説を参照ください)

第二種住居専用地域は、住居専用として、良好な環境を確保する地域です。この地域では、住居

建設的なご意見を

4月6日から説明会

斜線制限設計
日照権を保護

この北側斜線制限は、最近住宅地内で、日照権をめぐるトラブルがよく起きていますので、第一種住居専用地域では、建物の高さをメートル以下におさえ、とくに北側の隣地との境界は、高さの限度が五メートルまでになります(ただし境界から一メートルさがること、一・二五メートルの割合で限度はゆるくなる)。

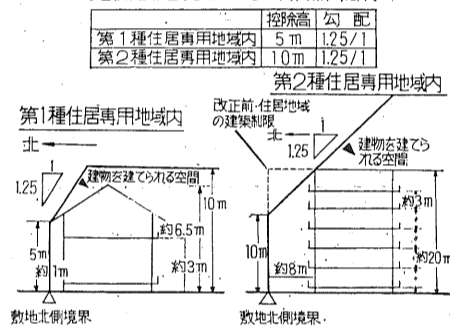
また、第二種住居専用地域のスナージュールは、説明会が終わりまると、公聴会と計画

新用途地域の素案は、市の案の縦覧を行ないます。この都市計画審議会の審議を経て、現在の用途地域と現況調査の三つを基礎として作成したものでありますので、市民のみならず建設的なご意見、ご要望をお聞かせいただき、より効果的な用途地域を決めたいと思っております。説明会は、四月六日から各地区ごとに行ないますので、みなさんのご協力をお願いします。

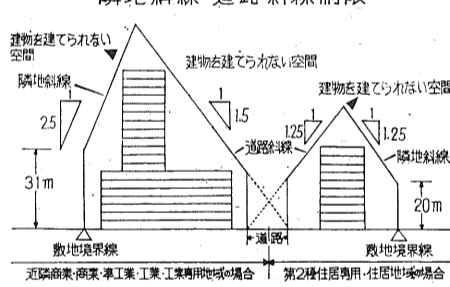
説明会の日程は、下の表のとおりとなっています。なお説明会はこの会場でも結構です。

用途地域決定までの、今後敷地の北側の建物の高さおわりまると、公聴会と計画

北側敷地境界からの斜線制限



隣地斜線・道路斜線制限



を保護し、中高層アパートな地域で建てられるものほかとも建てられる地域で、高さ百五十平方メートル以下の工場、危険物の貯蔵量が小さな施設などが建てられます。

商業地域
この地域は、銀行、事務所、デパート、劇場、料理店など各種の商業業務施設、娯楽施設が集まっている都心部の商店街地域です。この地域の中で、とくに商業地としての環境をそとごうような工場などの建築が制限され、百五十平方メートル以上の工場、危険物の貯蔵量がやや多いものは建てられません。

準工業地域
住宅や商業施設、自動車整備工場、倉庫などが混在している地域で、環境の悪化をもたらす恐れのない工場、工場以外の建物を、右の表をはかるための地域で、公害のにおりです。

特別用途地域とは……
八種類の用途地域は、全国特別用途地区建築条例を制定各市に通用するよう画一的分類となつていきます。そのため、市の特殊性を生かした都市計画を定めるために、また詳細に土地利用を考へた場合、八種類の分類ではどうしても不足してきますので、特別用途地区を定め、また、この地区は、住居地域の中に特定の区域を定め、住居地帯としての建築制限のうえに、市条例で規制されます。

工業地域
主として工業の利便を増すための地域。この地域では、準工業地域では建てられないような工場も建てられます。工場以外の建物では、住宅店舗、マジック屋などが建てられませんが、キャバレー、旅館などは建てられません。工業専用地域
工場の集団立地を図り、工場の利便を最優先に考える地域で、工場はどんなものでも建てられます。以上の用途地域内に建てることのできる建物は、右の表を参照してください。

第一種特別業務地域
流通関係業務(トラックターミナル、貨物運送業、倉庫業など)の集団立地を図ることを目的とした地区です。貨物駅の移転に伴ない、環境整備を目的として、鍋島駅南側の準工業地域予定地の全域を指定するよう計画してまいります。

第二種特別業務地区
主要幹線(南部、北部、イパス)の開通に伴ない、自動車関係業務(自動車の販売修理など)の再配置が予測されますので、これら特別業務の集中立地と利便を図ることを目的とした地区です。倉庫、車庫、物品販売店、自動車修理工場、病院、学校、店舗兼用住宅などは建築でき、また公益上もむを得ないものであるときは、付近の住民など利害関係人について公開の聴聞を行ない、建築審査会の同意をえううえで、特別に許可される場合があります。

用語の解説

建ぺい率
建物の建築面積(いわゆる建て坪)の敷地に対する割合と同じ敷地で建て坪が同じであれば、階数に関係なく建ぺい率は同じ。

容積率
建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合。平屋で敷地いっぱいに建てるのと敷地の半分を使って二階建を建てるのでは、容積率は同じ一〇〇%。

斜線制限
敷地の境界に接して高い建物が建たないようにするための制限。隣の敷地の境界や敷地の境界から建物までの距離との割合で、建てられる高さの限度が決まる。このため建物を敷地の境界から離せば一定の割合で、高く建てられる。

説明会日程

と	き	ところ
4月6日	午前9時半から 午後1時半から	鍋島公民館 日新公民館
4月9日	午前9時半から 午後1時半から	市農協本庄支所 勸興公民館
4月10日	午前9時半から 午後1時半から	兵庫公民館 循誘公民館
4月11日	午前9時半から 午後1時半から	厘外西公民館 神野公民館
4月12日	午前9時半から 午後1時半から	高尾宿公民館 高木瀬公民館
4月13日	午前9時半から 午後1時半から	北川副公民館 赤松公民館

もよりの会場でおうけください

用途地域決定までの、今後敷地の北側の建物の高さおわりまると、公聴会と計画

用途地域内の建物用途制限 (○は建ててもよいもの、×は建てられないもの)

建築物の用途	地 域							
	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	×	×
待合、料理店、キャバレー、バー、ダンスホール、トルコ風呂	×	×	×	×	○	○	×	×
倉庫 業 倉 庫	×	×	×	○	○	○	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場	×	×	○	○	○	○	○	×
麻雀屋、ばちんこ屋、射的場等	×	×	○	○	○	○	○	×
ホテル、旅館、モーター	×	×	○	○	○	○	○	×
自動車教習場	×	×	○	○	○	○	○	×
学校 高等学校、中学校、小学校 大学、高等専門学校、各種学校	○	○	○	○	○	○	○	×
病 院	×	○	○	○	○	○	○	×
診療所、神社、寺院、教会、養育院、託児所、一般公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○	×
物品販売店舗、飲食店	×	○	○	○	○	○	○	×
一般事務所	×	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場 で小規模のもの	×	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や 環境悪化のおそれの少ない業種のもの	×	×	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や 環境悪化のおそれの少ない業種のもの	×	×	×	×	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場で、危 険性や環境悪化のおそれがある業種のもの	×	×	×	×	×	×	×	○
危険性や環境悪化のおそれがある業種の工場	×	×	×	×	×	×	×	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が 非常に少ない施設	×	○	○	○	○	○	○	○
"	×	×	×	×	×	○	○	○
"	×	×	×	×	×	○	○	○
"	×	×	×	×	×	○	○	○
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場	×	×	×	×	×	×	×	○

(都市計画において位置の決定したものと)

新用途地域素案

建ぺい率と容積率

	地域の概略	建ぺい率	容積率
第1種住居専用地域	城北団地、植木高木団地、寄人団地、城南団地、各附近 鬼丸町、安住枝吉団地、中折町の各附近	50%	80%
第2種住居専用地域	城北中学、東高木、高木瀬団地 元競馬場、交通公園西側、天祐団地、多布施2丁目、朝日町の各附近	60	200
住居地域	その他の市街化区域	60	200
近隣商業地域	国道263号、34号、208号、北部バイパス、上多布施・北島線、県道西与賀線、東与賀線、鐘ヶ江線、各路線沿いの一部、川原町、三ツ溝附近	80	200
商業地域	新佐賀駅附近、中央大通り沿い その他の駅北、愛敬町、呉服元町、松原、天神の各附近	80	500 400
準工業地域	工場団地周辺、北部バイパス沿線、グリコ、大和紡績、鍋島駅南、牛島上各附近、南部バイパス、208号線沿い一部	60	200
工業地域	戸上、牛島下、市土木センターの各附近	60	200
工業専用地域	工場団地附近	60	200

隣地との境界は、高さの限度が五メートルまでになります(ただし境界から一メートルさがること)。一・二五メートルの割合で限度はゆるくな

また、第二種住居専用地域のスケジューリングは、説明会がも、敷地の北側の建物の高さおわりです、公聴会と計画

用途地域決定までの、今後

説明会の日程は、下の表のとおりとなっています。なお説明会はこの会場ででも結構です。

説明会

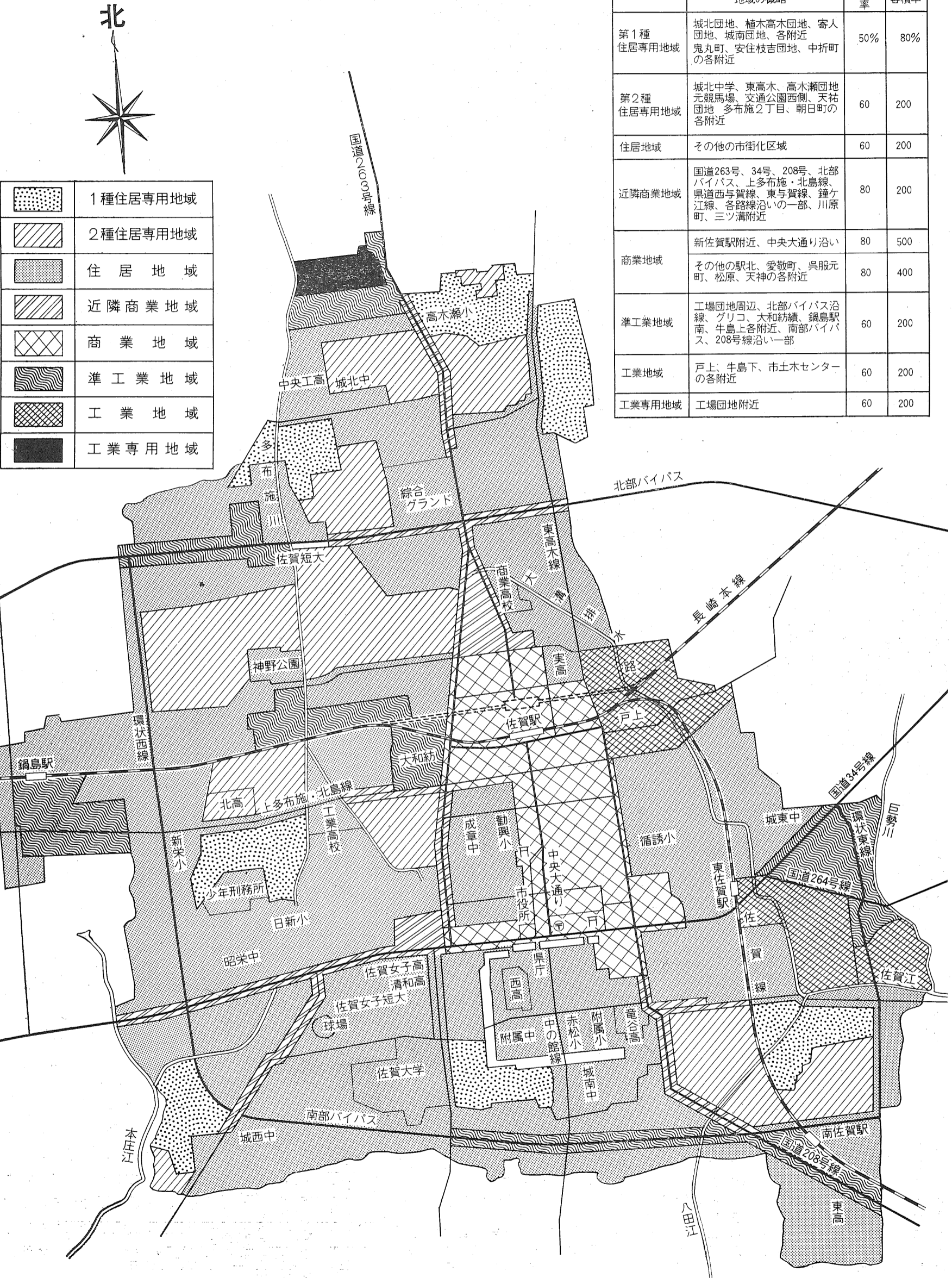
と	き
4月6日	午前9時半から 午後1時半から
4月9日	午前9時半から 午後1時半から
4月10日	午前9時から 午後1時半から
4月11日	午前9時半から 午後1時半から
4月12日	午前9時半から 午後1時半から
4月13日	午前9時半から 午後1時半から

もよりの会場でおうけく

の制限。隣りの敷地の境界や敷地が接している道路の対側の境界から建物までの水平距離との割合で、建てられる高さの限度が決る。このため建物を敷地の境界から離せば一定の割合で、高く建てられ

用途地域内の建物

建築物の用途	
劇場、映画館、演芸場、観覧場	待合、料理店、キャバレー、パ・トルコ風呂
倉庫業倉庫	ボーリング場、スケート場、水泳
麻雀屋、ばちこ屋、射的場等	ホテル、旅館、モーテル
自動車教習場	学校
病院	高等学校、中学校、小学
診療所、神社、寺院、教会、養育	大学、高等専門学校、各種
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、	物品販売店舗、飲食店
一般事務所	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋な
作業場の床面積の合計が50㎡以	環境悪化のおそれの極めて少ない
作業場の床面積の合計が150㎡以	や、環境悪化のおそれの少ない
作業場の床面積の合計が150㎡を	危険性や環境悪化のおそれがある
火薬類、石油類、ガスなどの危険物	
"	"
"	"
"	"
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物	



違反建築物の取締りも強化

現在、県で行なっている建築物の確認事務を市で行ない、市民のみなさんにより密着した、しかもキメ細かな建築行政を行なうため、かねてから建築主事の設置を検討してまいりましたが、いよいよ四月一日から建築主事をおこなうことになりました。

これにより、四月一日以後市民のみなさんが住宅を建築されたり、増改築、模様替えなどをされる場合は、市の建築主事の指導を受けられることになり、建築確認申請は市に出していただくこととなります。

建築主事の仕事は……

市の建築主事は、つきにあげる建築物の確認事務を行ないます。

一般の住居や、商店などに使われる小規模な建築物の確認に関する事務

学校、病院、映画館、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅や自動車庫のための特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの

木造の建築物で、二階以下または、延べ面積が五百平方メートル以下のもの

限定特定行政庁の仕事は……

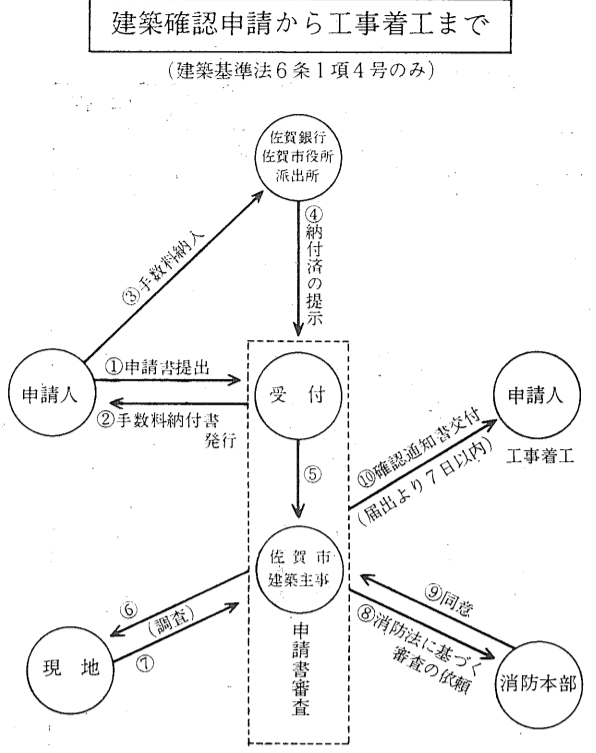
違反建築物を防止し、建築物が安全であるための最低基準の実効性を保障する制度として建築主事による確認等の手続きがありますが、これら手続き上の制度だけでは違反を防止し、是正の目的を十分に達成することは難しいので、違反建築物に対する是正措置をはじめとして、違反建築物の設計者に対する措置、仮設建築物に対する措置、仮設建築物の位置指定などの建築基準法の業務は、限定特定行政庁である市役所で行なうこととなります。

そのために建築監視員制度

犬の登録と狂犬病予防注射日程

▷料金……登録300円、注射250円、なお当日は、不用犬の買上げも行ないませんので、不用になった犬は会場へお連れください

月日	時間	場所
4月2日	10時~14時	蓮池連絡所
3日	〃	鍋島公民館
4日	9時半~15時	昭栄中学校
5日	10時~14時	兵庫連絡所
6日	〃	市農協巨勢支所
7日	〃	久保泉連絡所
8日	〃	北川副公民館
9日	〃	金立公民館
10日	〃	嘉瀬連絡所
11日	〃	西与賀今津上
12日	〃	市農協本庄支所
13日	〃	神野小学校
14日	9時半~15時	市役所中庭
15日	〃	循誘公民館
16日	〃	高木瀬公民館
17日	10時~14時	南水公民館
18日	9時半~15時	〃



①上記の建築申請から工事着工までは、佐賀市で取扱う建築確認の図示であります。

②県が処理する建築確認申請に関する書類も、いつたん市で受付けたあと県へ回送しますので、4月1日以降の建築確認書等は、すべて市へ提出してください。

納税はお手軽な 預金口座振替で

税金を納めるために、わざわざ銀行などへお出かけになるめんどうがなく、市税の納付が、あなたの預金口座から自動的に納められる「預金口座振替制度」を四月からはじめます。

この制度は、納税者のみなさんが指定した金融機関の預金口座から、市税の納期がくれば、自動的に税金が納められます。

お申込みは簡単です。あなたの預金口座のある銀行や農協などに、お届けする印かんを、持参していただくだけです。

振替のできる税金は、市県民税(特別徴収の方や法人市民税はできません)協賛所

市営バス優待 乗車券の交付は 七十七歳から

三月議会に上程

市では、市内に住んでおられる満八十歳以上のおとしよりの方に、市営バスの優待乗車を無料でおしよりにあて、四月からは年令を引き上げ、四月一日から三月三十一日まで、市役所福祉事務所で受けつけます。

持参していただくもの

印鑑、写真一枚および健康保険証

なお、手続きは代理の方でも結構です。

乳児一斉健診日程

▷対象者……昭和47年4月以降に生れた人

▷料金……無料、母子健康手帳をご持参ください

校区	月日	場所
高木瀬	4月4日	公民館
西与賀	9日	厘外西公民館
兵庫	10日	連絡所
北川副	11日	公民館
久保泉	12日	〃
巨勢	13日	高尾宿公民館
赤松	16日	協和館
嘉瀬	17日	公民館
本庄	18日	市農協本庄支所
鍋島	19日	公民館
日新	20日	〃
循誘	23日	〃
金立	24日	〃
神野	25日	〃
勸興	26日	〃
蓮池	27日	連絡所

ジフテリア・百日せき予防接種日程

▷3回接種……昭和47年6月から昭和47年12月までに生れた人

▷1回接種……昭和46年1月から昭和46年5月までに生れた人で、46年12月までに3回接種を受けた人

※1回接種の方は、2回目の接種日に受けてください

校区	1回目	2回目	3回目	時間	場所
久保泉	4月2日	4月30日	5月28日	2時~3時	連絡所
金立	〃	〃	〃	〃	公民館
巨勢	〃	〃	5月29日	〃	高尾宿公民館
北川副	4月3日	5月1日	〃	2時~3時半	公民館
蓮池	〃	〃	〃	2時~3時	連絡所
兵庫	〃	〃	5月31日	2時~3時半	〃
赤松	4月5日	4月30日	5月28日	1時半~3時半	市民会館
循誘	〃	〃	〃	〃	〃
高木瀬	〃	5月2日	5月30日	〃	公民館
鍋島	〃	〃	〃	2時~3時半	〃
勸興	4月6日	〃	〃	1時半~3時半	市民会館
神野	〃	〃	〃	〃	〃
本庄	〃	5月4日	6月1日	2時~3時半	市農協本庄支所
嘉瀬	〃	〃	5月31日	〃	公民館
日新	4月9日	〃	〃	1時半~3時半	市民会館
西与賀	〃	〃	6月1日	2時~3時	厘外西公民館

大掃除指導日程

月日	校区名	自治会名
4月6日	北川副	阿高、山津、犬尾、光法、角町、増田宿、増田、江上、江上町、新村、下武、新郷
7日	北川副	安住団地、枝吉、枝吉団地、安住宿、安住、木原、武藤、南佐賀、南佐賀団地
9日	北川副	八田宿、八田本村、大崎、古賀、八田、城南住宅、大崎、袋、末次
10日	本庄	溝口、高柳、佐大前、東寺小路、大井樋、西川内
11日	本庄	正里、上飯盛、鹿子上、鹿子団地、鹿子下、緑ヶ丘、中島、満穴、西寺小路、平松北
12日	西与賀	高柳、平松南、厘外中、厘外西、城西団地、今津下、今津上
13日	西与賀	相応上、相応下、丸目、元相応、高太郎、扇町、有重
14日	嘉瀬	新町、中原、十五、青藍、天草江、嘉瀬津、元町、北島、東原
17日	嘉瀬	荻野、八戸、下田、深町、京土井、八戸溝、江頭、江頭団地、坂井
18日	鍋島	江里、西新庄、森田、東新庄、新村、角目、木ノ角、津留、鍋島
19日	鍋島	植木、駒久、岸川、増田、新村、高木瀬団地、八丁、高木瀬
20日	高木瀬	官舎、旭丘、辻、寄人、上分、上高木、下高木、城井樋、坪上
21日	高木瀬	平尾、長瀬、小里、城北分譲、城北県営、東高木、上分一、上分二、上分三
23日	久保泉	下分、宮分、町分一、西原一、西原二、篠木野、草場、上和泉一、上和泉二、樺木、下和泉一、下和泉二

時間はいずれも1時半から3時まで

新築校区の方は、従来の校区で受けてください